

彦根市入札監視委員会の運営概要（最終版）

平成 30 年 10 月

1 会議の運営

- (1) 会議は、公開とする。ただし、委員会が公開を相当でないとするときは、この限りでない。（規則第 11 条）

＜運用＞ 非公開とすることができる例

ア 公にすることにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益（名誉、社会的評価、社会的活動の自由等）を害するおそれがあるとき。

イ 市の将来の入札の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

⇒ 彦根市情報公開条例（平成 14 年彦根市条例第 56 号）に規定する非公開情報に該当するか否かで判断する。

- (2) 会議の公開時は、会議結果の概要を市のホームページにおいて公表する。

2 会議での審議事項

- (1) 対象期間（要領第 2 条第 2 項）

契約日を基準に 1 年を 3 分割した期間における建設工事およびこれに関連する調査、測量、設計等の委託業務（以下「工事等」という。）について調査審議する。

ア 前年度の 11 月から 2 月までに契約した工事等 5 月に調査審議

イ 前年度の 3 月から今年度の 6 月までに契約した工事等 8 月に調査審議

ウ 今年度の 7 月から 10 月までに契約した工事等 12 月に調査審議

- (2) 審議案件の抽出手順（要領第 3 条）

ア 50 音順の輪番制により、抽出を行う委員（委員長を除く。）を決定する。

イ 事務局から、抽出を行う委員に対し、定例会の開催日の約 1 箇月前に「入札方式別発注工事等一覧表」（要領の様式第 2 号）を送付する。

ウ 抽出を行う委員は、定例会の開催日の 2 週間前までに 10 件程度の案件を抽出し、事務局に返送する。

エ 事務局は、抽出された案件ごとに、「抽出事案説明書（一般競争入札用）」（別記様式第 5 号の 1）、「抽出事案説明書（指名競争入札用）」（別記様式第 5 号の 2）および「抽出事案説明書（随意契約用）」（別記様式第 5 号の 3）をそれぞれ作成し、定例会への提出資料とする。

- (3) 具体的な審議内容（条例第2条、規則第3条、要領第2条第1項・第4条・第5条・第8条）

ア 条例第2条第1号（工事等に係る入札および契約手続の運用状況等）について

- ① 本市が実施した入札および契約事務手続の状況（規則第3条第1号ア）
⇒ 「入札方式別工事等総括表」（要領の様式第1号）および「入札方式別発注工事等一覧表」（要領の様式第2号）により説明を受けたものを、定例会で調査審議し、市長に対して答申を行う。
- ② 入札参加停止措置等の状況（規則第3条第1号イ）
⇒ 「入札参加停止措置等の運用状況の一覧表」（要領の様式第3号）により説明を受けたものを、定例会で調査審議し、市長に対して答申を行う。
- ③ 談合情報への対応状況（規則第3条第1号ウ）
⇒ 「談合情報に係る対応状況の一覧表」（要領の様式第4号）により説明を受けたものを、定例会で調査審議し、市長に対して答申を行う。

イ 条例第2条第2号（委員会が抽出した工事等の発注内容）について

- ① 一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由（規則第3条第2号ア）
⇒ 「抽出事案説明書（一般競争入札用）」（要領の様式第5号の1）により説明を受けたものを、定例会で調査審議し、市長に対して答申を行う。
- ② 指名競争入札に係る指名の理由（規則第3条第2号イ）
⇒ 「抽出事案説明書（指名競争入札用）」（要領の様式第5号の2）により説明を受けたものを、定例会で調査審議し、市長に対して答申を行う。
- ③ 随意契約により契約を締結した理由（規則第3条第2号ウ）
⇒ 「抽出事案説明書（随意契約用）」（要領の様式第5号の3）により説明を受けたものを、定例会で調査審議し、市長に対して答申を行う。

ウ 条例第2条第3号（工事等に係る入札および契約手続に対する再苦情）について

- ① 一般競争入札における入札参加資格がないとした理由に対する再苦情（規則第3条第3号ア）
- ② 指名競争入札の非指名理由に対する再苦情（規則第3条第3号イ）
- ③ 総合評価方式における技術提案の不採用の理由および非落札の理由に対する再苦情（規則第3条第3号ウ）
- ④ 入札参加停止措置または警告等の措置に対する再苦情（規則第3条第3号エ）

⑤ 工事成績評定に対する再苦情（規則第3条第3号才）

⇒ 「再苦情の申立書」（要領の様式第6号）により説明を受けたものを、臨時会で調査審議し、市長に対して答申（却下または再苦情の処理）を行う。

エ 条例第2条第4号（その他市長が必要と認める事項）について

入札および契約に関し、市長が必要と認める事項に関し、臨時会を開催するなど適宜対応し、市長に対して答申を行う。

(4) 答申の時期

委員会は、定例会・臨時会の終了後できるだけ速やかに、市長に対して、当該定例会・臨時会の案件に係る答申を行う。

3 審議案件の意見聴取等について

委員会は、必要であると認めるときは、議事に係る関係者等の出席を求めて意見や説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。（規則第6条）